

議案第 55 号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 8 月 28 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

(桐生市都市計画税条例の一部改正)

第1条 桐生市都市計画税条例(平成10年桐生市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第12条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

附則第13条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第2条 桐生市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第2条(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第12条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の桐生市都市計画税条例附則第13条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

議 案 説 明

議案第 55 号 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。また、平成 30 年 3 月 31 日付け専決処分において改正漏れがあったことから、同年 4 月 1 日遡及適用により、用途変更のあった宅地等に係る負担調整措置を平成 32 年度まで 3 年間延長しようとするものです。